

# 市民委員会資料 ④

## 2 所管事務の調査（報告）

（3）「（仮称）南部総合児童福祉施設整備基本計画」の策定について

資料1 「（仮称）南部総合児童福祉施設整備基本計画」（案）

パブリックコメント手続による市民意見募集の実施結果

資料2 （仮称）南部総合児童福祉施設整備基本計画【概要】

資料3 （仮称）南部総合児童福祉施設整備基本計画【本編】

市民・こども局こども本部

（平成24年5月30日）

## 「(仮称)南部総合児童福祉施設整備基本計画」(案) パブリックコメント手続による市民意見募集の実施結果

### 1 概要

川崎愛泉ホームの老朽化に伴う改築と併せ、新たな機能を盛り込んで、地域における総合的な児童福祉の拠点施設として再編整備することを目的として、「(仮称)南部総合児童福祉施設整備基本計画(案)」を策定し、パブリックコメント手続により、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果について、意見募集の概要ならびに御意見の内容と御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要・結果

- 意見の募集期間 平成24年4月2日(月)～平成24年5月2日(水)
- 意見の提出方法 電子メール・FAX・郵送・持参
- 意見の周知方法 ・川崎市ホームページ掲載  
・紙資料の設置(かわさき情報プラザ、各区役所)
  
- 意見提出数 12通 (電子メール 4通・郵送 0通・FAX 8通)
- 意見件数 29件
  
- 御意見に対する市の考え方の区分
  - A:御意見の趣旨を踏まえ、「基本計画」に修正及び追加をするもの
  - B:「基本計画」に沿った御意見であり、案に既に反映されているもの
  - C:今後の参考とさせていただくもの
  - D:「基本計画」に対する質問等の御意見であり、案の内容を再度説明し、確認するもの
  - E:その他

項目	市の考え方					
	A	B	C	D	E	計
1 施設整備の背景						0
2 施設整備の検討経過				7		7
3 (仮称)南部総合児童福祉施設の基本的な考え方		1	9	1		11
4 (仮称)南部総合児童福祉施設の導入機能		3				3
5 施設整備の概要			4			4
6 その他			1	1	2	4
計	0	4	14	9	2	29

### 3 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続で寄せられた意見について、基本計画の考え方に沿ったものについては、設計等具体的な施設整備に生かすとともに、今後の参考となる意見については、本計画施設の整備推進や本市のこども施策推進に向けた参考にしてまいります。全体として概ね(仮称)南部総合児童福祉施設整備基本計画(案)の趣旨に沿ったものであったため、案をもって基本計画とします。

★御意見の内容（要旨）と本市の考え方 《パブリックコメント手続》

1 施設整備の背景 （意見：0件）		
2 施設整備の検討経過 （意見：7件）		
御意見（要旨）	本市の考え方	区分
施設設備計画及び当計画そのものに強く反対する。なぜ特定の施設の建て替えを公金で実施するのかかわからない。 (同様趣旨の意見 他1件)	当計画は、児童養護施設及び保育所の整備を含んでおりますが、いずれも川崎市全体を見据えた方針や計画に基づくものでございます。児童養護施設については、平成21年10月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」の中で、南部地域・中部地域・北部地域に1か所ずつ整備することとしており、その中の南部地域の施設として整備するものです。中部、北部につきましても、整備計画を進めているところでございます。 また、保育所につきましては、平成23年3月に策定された「第2期川崎市保育基本計画」の中で、改築して定員増を図るものとされており、全市的に大幅な定員増を確保する計画の中の一つとして位置付けております。 したがって、いずれも特定の施設や地域を優遇するものではございません。	D
名称を南部総合児童福祉施設に変えても、特定地区への優遇にしか思えない。なぜ一部地域のみ税金を投入するのか。 (同様趣旨の意見 他1件)	建て替えに係る費用につきましては、整備を行う法人が積算することになり、それに対して川崎市が国からの補助と併せて一定額を補助します。 補助金の額は、国の補助金交付要綱及び川崎市の施設種別ごとに定めた補助要綱等に基づいて積算し、予算に計上した上で、事業の実施状況に合わせて交付することになります。 なお、建築工事は25年度を予定していますので、建築工事に係る補助金の額につきましては、25年度予算で明らかにさせていただきます。	D
建て替えに係る費用の額が明確にされていない。	川崎愛泉ホームは、半世紀近い長きにわたり、福祉の拠点施設として地域に親しまれ、また、地域の皆様に支えられながら運営してきた施設ですので、新たな機能を盛り込んで再編整備をするにあたり、整備の方向性を御説明するとともに、地域の皆様の率直な御意見をいただけるよう立ち上げたのが、地域連絡会です。 構成メンバーは、計画案の4ページにお示したとおり、地区社会福祉協議会、町内会関係の各種委員、保育園保護者、学校・PTA関係、施設利用団体・サークル、近隣にお住まいの方々等、施設に関係する方々に参加していただきました。	D
4ページに「田島地区の地域の声を踏まえて」とあるが、この地域連絡会なるものの構成員や会議内容などもまったく知ることができない。		D
「地域住民」などと言っているが、その構成は日本国籍を持つ住民なのか。		D
3 （仮称）南部総合児童福祉施設の基本的な考え方 （意見：11件）		
御意見（要旨）	本市の考え方	区分
長年配食サービスを続けてきたが、今でも25名の配食希望者がいるため、町内会館を借りて活動を続けている。2014年4月の新しい施設開設後は、予定されている地域交流スペースで、活動が再開できるよう願っている。 (同様趣旨の意見 他1件)	計画の基本的な考え方として、長年にわたり培われてきた地域福祉ネットワークを維持し、さらに活用していくためにも、活動の拠点を確保し、見守り・支え合いの基盤を維持することが必要と考えていますので、これを踏まえ、運営法人を中心として、地域連絡会や運営協議会等で十分な意見調整を行い、地域交流スペースの有効活用が図れるよう運営法人に由り入れてま	C

<p>今までやってきたデイサービス活動を引き続きやらせてほしい。</p>	<p>ハッパルが、川崎市の地域福祉ネットワークの核として機能するよう期待されています。</p>	<p>C</p>
<p><b>御意見（要旨）</b></p>	<p><b>本市の考え方</b></p>	<p><b>区分</b></p>
<p>児童養護施設の子ども達が小中学校に通うようになると、子ども同士のトラブルが起こることも考えられる。週に1回の配食サービスボランティア活動を続けてきたが、新しい施設で活動できれば、夏休みなどには子ども達にも、ボランティアとして参加してもらって交流を図り、地域における人間関係が少しでもよくなればいいのではないか。</p>	<p>地域の交流を広げるとともに、それを地域の子ども達の健全な成長に活用できることは、まさにこの施設が求めるものであり、その実現を図れることが、この施設の存在価値でもあると考えますので、利用者の皆様の創意工夫で幅広く御活用いただき、地域交流の発展に寄与できる施設として整備してまいりたいと考えております。</p>	<p>B</p>
<p>5ページに「子どもの基本的な人権の保障」とあるが、この件についても反対である。子どもの権利関係については条例化しようとする県もあるが、たとえば広島県などでは多くの反対の声が上がっている。</p>	<p>基本的人権は誰にでも保障されるべきものとして憲法で謳われており、施設を利用する子ども達の基本的人権を保障するよう努めることは、自治体としても、運営主体となる法人にとっても不可欠のことと考えております。</p>	<p>D</p>
<p>地域と施設の関係性を築くスタッフや環境の整備は見えるが、並行して、施設の児童を受け入れる地域の学校の状況作りにも配慮してほしい。市内でも「教育困難校」や「学校崩壊」などと言われるほど、厳しい状況がある中、さらに困難を抱える子どもを受け入れていくには、地域全体として子どもを受け入れ、育てていくための連携が必要だと思う。</p>	<p>平成23年7月に行った地域連絡会児童養護部会では、地元小中学校の校長やPTA会長、地域教育会議事務局長にも御参加いただき、御意見を伺いました。学校との連携の在り方は第4章の機能4の4にお示ししていますが、これを基本としまして、施設と学校の連携を深めることができるよう、地域の皆様や学校関係者の御意見を継続的に伺いながら、地域全体として子どもを受け入れ、育てていくための環境づくりを進めてまいりたいと考えております。</p>	<p>C</p>
<p>老人配食活動「梓の会」、高齢者障害者サロン「友歩会」、「ふれあい縁日をすすめる会」などが、今後どのように支援を受けられるかが見えないのが大いに不安。利用できる空間、設備など当事者との協議で具体的に積み上げてほしい。</p>	<p>これまでも、実施主体である法人が地域連絡会を開いて、利用団体等の御意見を伺ってまいりましたが、今後、基本・実施設計の段階で平面構成や設備等について、さらに検討を重ね、調整するよう法人に申し入れてまいります。</p>	<p>C</p>
<p>「地域福祉ネットワークの核としての機能は継続」「新たな福祉ニーズの地域福祉ネットワークの有効活用」には、それをすすめようとする市民への支援活動が準備されなくてはならない。川崎市の地域福祉計画には「活用」の言葉は見えるが、「拠点支援」「活動支援」「協働」の政策が乏しいと思う。愛泉ホームで何を支援するのか、どう支援するのか、事業団との継続的な共同作品と市の事業展開に期待したい。</p>	<p>今回の整備計画は、保育所及び児童養護施設等の児童福祉を中心としたものでございますが、法人が地域の皆さんとともに築き上げてきた福祉のネットワークを今後も地域のために活用していくべきとの考えから、総合児童福祉施設の中に、コンセプトの一つとして地域福祉のネットワークを掲げたものでございます。当施設の設置運営主体は法人ですが、市も法人と一体となって当計画を立案し、進めておりますので、福祉活動拠点としての機能につきましては、地域交流スペースの確保に向けた補助をするなどハード面の支援をするとともに、当施設を中心とした地域福祉ネットワークの益々の充実を図れるよう、法人及び地域の皆様と共に検討してまいりたいと存じます。</p>	<p>C</p>
<p>施設全体の基本を「川崎市子どもの権利条例」の実現として貫いてほしい。 南部地域では、子ども社会の極端な人権格差が存在するが、それを解消すべき救済機関は飽和状態で機能しきれず、社会的支援を必要とする子ども達が救いを求める場はほとんどないというのが現実だと思う。子どもの権利条例に掲げられた地域社会実現のために、計画施設のリーダーシップのもと、多くの機関や市民が協力関係を築くことに期待するとともに、そのような活動の実践を南部地域から情報発信してほしい。</p>	<p>子どもを取り巻く厳しい状況が存在する中、未来の社会を担う大切な子ども達が健やかに育つ環境を整えることは、重要なことであると認識し、当該計画においては、施設の直接的な支援を必要とする子どもを含め、地域の子どもの福祉向上を図ることを基本的な考え方として「総合的な児童福祉施設」を整備いたします。 いただきました御意見をこの施設に対する温かい支援の言葉として受け止め、運営法人とともに、地域の皆様の御協力をいただきながら、子ども達が安心して生活し、健やかに成長できるような地域社会の実現に努めてまいりたいと存じます。</p>	<p>C</p>

御意見（要旨）	本市の考え方	区分
複合施設は、全体の理念の実現のもとに運営されることによって、地域社会の生活課題に対応できる力が効率的に発揮できると思う。子どもの権利条例の実現という理念の下、事業ごとではなく、事業間の連携を密に運営してほしい。	第3章の1施設整備の基本的な考え方にもありますように、施設を持つ各機能を相互に連携させることによる相乗効果をもって、子どもや家庭、地域にとって最も適切なサービス・支援を提供するとしておりますので、運営する法人とも連携し、徹底を図ってまいります。	B
「虐待」に関しては、国境を越えて暮らす子どもや青年たちの社会背景があることも理解してほしい。しかしながら、それらの背景は容易に理解できないことも多いと思うので、「ふれあい館」との連携も積極的にしてほしい。	地域の子ども達全体の福祉向上を図るため、地域の関係機関との連携は欠かせませんので、「ふれあい館」につきましても、関係機関として連携を図っていくものと考えております。	C

#### 4 （仮称）南部総合児童福祉施設の導入機能 （意見：3件）

御意見（要旨）	本市の考え方	区分
自分と社会との関わりを感じ、考えられる社会環境を生み出すには、行政や福祉施設、地域の様々な関係機関や関係者が機能的に連携し、社会的孤立が発生しにくい地域コミュニケーションを創造することが有効である。それには地域コーディネーターの役割が重要であり、十分その機能が果たせるよう活動環境の整備をしてほしい。	地域福祉のネットワークを継続し、さらに高めていくために、地域コーディネーターの役割は重要と考えております。地域の皆様の御意見も伺いながら、実施主体の法人とも協議を重ね、活動環境の整備に努めてまいります。	B
平成23年1月に神奈川県社会福祉事業団では隣保事業の廃止を決めたようだが、その後の東日本大震災の発生で、再び「絆」が求められる時代が変わったと思う。そういう意味では、地域交流拠点の確保と地域コーディネーターの配置を、非常に喜ばしく思う。	地域の皆様の御期待に添えるよう、地域交流機能の充実に努めてまいりたいと存じます。	B
今までと同じようにデイサービスができるよう職員（コーディネーター）を配置してほしい。	地域コーディネーターは引き続き配置することとしていますが、位置づけとしては、地域交流全般を担い、地域と施設、関係団体間の連絡調整や連携などを中心的に果たすものと考えております。	B

#### 5 施設整備の概要 （意見：4件）

御意見（要旨）	本市の考え方	区分
我々は川崎愛泉ホームにおいて「高齢者配食サービス」を通じて、38年間、地域のお年寄りの「見守り活動」を継続しており、ボランティア功労者厚生大臣賞も受けた。 改築の間は仮住まいで活動を続けるが、施設開設後は、地域交流スペースを活用して、活動をしていきたいので、それに必要な設備等を備えてほしい。 ・2漕式シンク ・業務用ガスコンロ ・炊飯器及びオープン用ガス口 ・給湯設備 ・調理台、配膳台 ・手洗い設備 ・食器棚 ・事務用備品類	基本的には、地域におけるこれまでの福祉活動は、継続していただける方向で考えており、地域連絡会でも御意見、御要望をいただいていたところですが、実現に向けては様々な課題もあるものと思いますので、実施主体である法人と協議するとともに、地域連絡会においても意見交換をしながら、検討してまいりたいと存じます。	C
段差のないバリアフリー仕様にしてほしい。 床はフローリングにしてほしい。 トイレは車いすが入れられるようにしてほしい。 給湯設備を完備してほしい。	福祉施設ですので、バリアフリー等一定の配慮は必要と考えております。具体的な設備・仕様につきましては、今後、実施主体である法人が基本・実施設計の中で検討していくことになります。 その際、利用者、関係者の皆様の御意見、御要望を伺いながら、法人と調整してまいりたいと存じます。	C

御意見（要旨）	本市の考え方	区分
福祉施設の充実はいいことだと思うが、施設の設計や運営に当たっては、近隣で生活している者に配慮してほしい。	設計につきましては、実施主体である法人が作成することになりますが、施設機能の確保との兼ね合いのなかで、どこまでの配慮が可能か検討し、地域連絡会やまちづくり総合調整条例に基づく手続きの中で御説明していくこととなります。 また、近隣の皆様との良好な関係を維持することは、施設を運営していく上で非常に大切なことと考えておりますので、配慮を欠かさぬよう運営法人とも確認してまいります。	C
商業地域であり日照権はないと聞いているが、日照権については住宅専用地域と同等の取り扱いにしてほしい。	施設に求められる機能を確保する必要がありますので、住居専用地域と同等の取り扱いにするのは難しいと思われませんが、日照について一定の配慮をするよう実施主体である法人に申し入れてまいります。	C
<b>6 その他（意見：4件）</b>		
御意見（要旨）	本市の考え方	区分
現在インターネット動画等で貴課の対応が出回っているが、きわめて不透明かつ誠意のない対応と思わざるを得ず、激しい怒りを感じる。	当計画の担当課におきましては、御指摘のような動画に係る取材を受けた事実はございません。また、インターネット上の動画配信サイト等を可能な限り調査しましたが、担当課に係る動画等がインターネット上に出回っている事実は発見されませんでした。	E
北側道路は一方通行路で、駐車車両があると通行が困難となり、車庫の出入りにも支障をきたすので、気をつけてほしい。	施設の関係車両等の違法駐車防止の徹底について、運営主体である法人に申し入れてまいります。	C
現在、工事に関する工事名称、行程表、責任者名、連絡先等の表示がない。	5月上旬まで、既存建物の解体工事に向けた調査を行ってまいりましたので、工事の表示はしておりませんが、5月の第2週には解体工事に着手しましたので、それに合わせて工事名称等の表示を行いました。	E
高齢者・障害者も含めた暮らしの「組織」、「地域」の視点が基本計画に欠落しているように思う。	児童施設整備の基本計画ですので、児童が中心となることは御理解いただきたいと考えておりますが、8ページの機能3の地域交流につきましては、高齢者や障害者にもご利用いただける地域福祉ネットワークの拠点として考えております。	D

# (仮称) 南部総合児童福祉施設整備基本計画 概要

## 第1章 施設整備の背景

### 1 川崎愛泉ホームの建替えの経緯

- ◎施設の老朽化に伴う利用者と周辺住民の安全性の配慮
- ◎保育所及び地域福祉ネットワークの継続と新たな福祉ニーズ

#### 《建替えの基本的な考え方》

☆長年培ってきた地域福祉の実績を有効活用

### 2 児童養護施設の整備に向けた検討

#### ①要保護児童施設整備に向けた基本方針(H21.10策定)

- ◎児童虐待の急増⇒要保護児童の生活・成長の場を確保することは本市の喫緊の課題

#### 【基本方針の策定】

南部・中部・北部地域に児童養護施設を整備

### 2 児童養護施設の整備に向けた検討

#### ②南部地域における児童養護施設整備の検討

- ◎現在の施設配置の状況を考慮⇒川崎区に整備

#### 《整備地検討の基本的な考え方》

☆市有地や社会資源を有効活用  
☆施設と地域社会との良好な関係性の構築

### 3 川崎愛泉ホームの建替えの検討に向けた基本的な方向性

- ◎保育所及び地域福祉ネットワークの継続
- ◎愛泉ホームの建替えに合わせて「地域の理解・参加・協働」に基づく児童養護施設の導入

## 第2章 施設整備の検討経過

### 1 基本構想の策定と今後の取組方針の確認

- ◎建替えに関わる基本構想の策定(県事業団)  
⇒実績とノウハウを活用し、社会貢献を行う
- ◎今後の取組方針の確認(市)  
⇒保育所の継続  
⇒地域の理解・参加・協働による児童養護施設  
⇒市・県事業団の協働による事業展開

### 2 地域との意見交換・調整の経過

- ◎住民説明会の開催:平成23年4月
- ◎地域連絡会の立ち上げ:平成23年6月～  
⇒地域代表の方々から様々な意見を頂戴し、それを踏まえて、施設整備の具体化を検討

## 第3章 (仮称) 南部総合児童福祉施設の基本的な考え方

### 1 施設整備の基本的な考え方

◎地域福祉活動の実践・地域社会との信頼関係を活用し、新たな社会的需要に基づく社会福祉事業を展開し、地域福祉と児童福祉の向上を図る。

- ◎保育の拠点の運営継続
- ・要保護児童の生活と健全な成長・発達を保障
- ・地域福祉ネットワークの核
- ・地域の子育て支援の推進

◎これらの機能を合築し、「総合的な児童福祉施設」を整備する。

### 2 施設の基本理念

#### 理念1: 保育サービスの充実

- ◎育児と仕事の両立支援のサービス充実

#### 基本コンセプト①

保育需要と多様な利用ニーズに対応

#### 理念2: 要保護児童の生活の場と健全な成長・発達の保障

- ◎家庭に代わる生活の場を確保し、健全な成長・発達を保障
- ◎将来生活に必要なスキルを育てる

#### 基本コンセプト②

子どもの基本的人権の保障

#### 理念3: 地域住民が互いに支え合う地域ネットワークの核

☆地域福祉ネットワークは当該地の貴重な財産であり、継続が必要  
☆さらに新たな福祉ニーズに対応した施設運営を行うことが必要

- ◎活動の拠点を確保し、地域ネットワークのさらなる発展に資する

#### 基本コンセプト③

当該地の貴重な財産である地域福祉ネットワークの継続と発展

#### 理念4: 地域の子育て支援に関わる取組の推進

☆子育てに伴う様々な不安を軽くすることが大切  
☆行政や民間支援機関が具体的な支援策を創出し提供することが必要

- ◎必要に応じた気軽な専門的な相談や一時預かりなど、安心して子育てができる支援を行う

#### 基本コンセプト④

安心して楽しい子育てができる環境づくりと的確・適切な支援

## 第4章 (仮称) 南部総合児童福祉施設の導入機能

### 1 施設に導入する機能

#### 機能1: 保育所

##### ①ハード面の基本的仕様

☆安心して過ごせる場、日常的な集団活動、異年齢児間の相互交流など

⇒**幼児期の健全な成長・発達**

※定員を現行の60名から

**70名に増員**

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆ハード面の基本的に仕様に合わせた適切な職員配置

⇒**運営基準に基づく適切な職員配置**

#### 機能2: 児童養護施設

##### ①ハード面の基本的仕様

☆家庭に近い生活環境に配慮した施設整備

⇒**生活グループの小規模化**

※施設全体の定員: 30名程度

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆家庭的な生活環境に合わせた**きめ細かな職員配置**

☆入所している子どもの意欲・自立の向上につながる支援

⇒**学習支援員の配置・将来に向けた自立支援の強化**

#### 機能3: 地域交流

##### ①ハード面の基本的仕様

☆地域交流スペースは地域ネットワークの拠点

⇒**新たな地域福祉ネットワークの拠点としての地域交流スペース**

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆地域との関係性を築き、その関係性を維持するためのスタッフの存在が重要

⇒地域への窓口として、**地域コーディネーターを配置**

#### 機能4: 地域の子育て支援

##### 児童家庭支援センター

##### ①ハード面の基本的仕様

☆**気軽に遊べる場、プライバシーに配慮した相談、専門的相談に対応**

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆**ケースワーク、子どもの心理、地域資源のコーディネートなどの専門職**

##### 一時養育機能

##### ①ハード面の基本的仕様

☆**日中の一時養育と宿泊の一時養育**

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆**児童指導員や保育士などの専門職**

### 2 機能の連携による総合児童福祉施設としての効果

◎それぞれの基本コンセプトは、**互いに強く結びついて、施設の全体像を形づくる基本的な土台となる。**

### 3 施設運営への地域参加の仕組み

#### 《運営協議会の設置》

☆地域社会の運営参加 ☆施設運営の透明性 ☆施設運営のリスク監理

### 4 学校との連携のあり方

◎**地域の学校で受け入れていくことが、公立学校の基本的な考え方**

◎学校内におけるケアについては、**課題に応じた教育支援メニューを活用し、また、施設と学校が緊密に連携し、課題に応じて迅速かつ適切に対応できる体制・仕組みづくりを検討**

### 5 各機能の詳細の検討に向けた今後の取組

それぞれの機能と連携のあり方については、詳細な検討がさらに必要であり、今後、**行政・運営主体・学校・地域の方々**とで時間をかけて協議を行う。

## 第5章 施設整備の概要

### 1 計画施設の設置・運営主体 : 神奈川県社会福祉事業団

☆本計画施設の趣旨は、現在の川崎愛泉ホームが46年にわたって継続してきた保育所と地域福祉活動を発展的に再構築し、「子どもの社会的養護(児童養護施設)」と「地域の子育て支援」に最大限活用するための「総合児童福祉施設」

⇒運営ノウハウ・地域の信頼関係及び連携を考慮して**運営を継続していく**

### 2 施設整備の手法 : 計画施設の整備(県事業団) 敷地の貸与(本市)

### 3 計画施設の規模 : 延床面積で2, 100㎡程度を想定

### 4 施設整備のスケジュール : 平成26年度の開設を目標



(仮称) 南部総合児童福祉施設整備基本計画

平成24年5月

川 崎 市

# 目 次

## 第 1 章 施設整備の背景

- 1 川崎愛泉ホームの建替えの経緯 … P 2
- 2 児童養護施設の整備に向けた検討 … P 2
- 3 川崎愛泉ホームの建替えの検討に向けた基本的な方向性 … P 3

## 第 2 章 施設整備の検討経過

- 1 基本構想の策定と今後の取組方針の確認 … P 4
- 2 地域との意見交換・調整の経過 … P 4

## 第 3 章 (仮称)南部総合児童福祉施設の基本的な考え方

- 1 施設整備の基本的な考え方 … P 5
- 2 施設の基本理念 … P 5

## 第 4 章 (仮称)南部総合児童福祉施設の導入機能

- 1 施設に導入する機能 … P 7
- 2 機能の連携による総合児童福祉施設としての効果 … P 10
- 3 施設運営への地域参加の仕組み … P 10
- 4 学校との連携のあり方 … P 11
- 5 各機能の詳細の検討に向けた今後の取組 … P 11

## 第 5 章 施設整備の概要

- 1 計画施設の設置・運営主体 … P 13
- 2 施設整備の手法 … P 13
- 3 計画施設の規模 … P 13
- 4 施設整備のスケジュール … P 13

## 第1章 施設整備の背景

### 1 川崎愛泉ホームの建替えの経緯

- ◎川崎愛泉保育園及び川崎愛泉ホーム（以下、「愛泉ホーム」という）は、昭和40年の開設以来、「地域とともに、より良い保育と地域福祉の充実」を目指して歩んできました。
- ◎しかしながら、設置から46年が経過し、**建物自体の老朽化**が進み、利用者及び周辺住民の安全性に対応していく必要があります、これまで建替えに向けた検討を進めてきました。
- ◎川崎愛泉保育園については、**周辺地域の保育需要が今後も見込まれる**ことから、継続して設置・運営することが必要です。
- ◎また、川崎愛泉ホームの隣保事業は、設置当初の役割をすでに終えています。長年の地域福祉活動の中で培ってきた**地域福祉ネットワークの核としての機能を継続していくことは、当該地域にとって不可欠**です。
- ◎さらに、現在の事業の継続とともに、**社会環境の変化に伴う新たな福祉ニーズに対応した施設運営**が求められています。
- ◎既存建物を所有する神奈川県が、既存建物を除却する方向性を示した中で、保育所及び地域福祉ネットワークの核としての機能を継続し、さらに新たな福祉ニーズに対応するためには、愛泉ホームの建替えに合わせて、**当該施設がこれまで長年にわたって培ってきた地域福祉の実績を有効に活用することが求められます。**

#### 《愛泉ホームの建替えの基本的な考え方》

☆当該施設がこれまで長年にわたって培ってきた地域福祉の実績を有効に活用

### 2 児童養護施設の整備に向けた検討

#### ①要保護児童施設整備に向けた基本方針（平成21年10月策定）

- ◎近年、社会の変化に伴い、子ども及びその家庭を取り巻く環境も複雑・多様化しています。具体的には、**保護者の疾患や家庭の経済的課題**によって家庭で子どもを養育することが困難な状況が現出しています。
- ◎特に、平成12年の児童虐待防止法の施行により、その後10年間で、**本市における児童虐待の相談・通告件数は約4倍に増加**しています。児童虐待の増加に伴い、保護を必要とする子どもも増加していますが、現在の本市における保護を必要とする子どもを受け入れるための社会的養護の体制は、**十分とは言えない現状**となっており、**保護を必要とする子どもたちの生活・成長の場を確保することは、本市の喫緊の課題**となっています。

◎そこで本市では、平成21年10月に「要保護児童施設整備に向けた基本方針」を策定し、市内の地域バランスに配慮して、南部地域・中部地域・北部地域に1箇所ずつ児童養護施設を整備することとしました。

## ②南部地域における児童養護施設整備の検討

◎南部地域における児童養護施設の設置については、現在の児童養護施設・児童相談所の配置状況を考慮し、川崎区に整備することとします。

◎また、資源の有効活用の観点から、市有地や社会資源を有効に活用することが求められます。

◎さらに、整備地の検討にあたっては、施設が地域の中で長きにわたって運営されることを考慮する必要があります。施設が地域に根ざした存在となるよう、入所児童の生活空間である施設と地域社会との良好な関係性を構築していくことが必要であると考えています。

### 《整備地検討の基本的な考え方》

☆市有地や社会資源の有効活用

☆施設と地域社会との良好な関係性の構築

## 3 川崎愛泉ホーム建替えの検討に向けた基本的な方向性

◎周辺地域の保育需要を考慮して、保育所を継続し、当該地域における新たな保育所のあり方と円滑な移行に向けて検討を行うこととしました。

◎すでに役割を終えた隣保事業は廃止となりますが、地域福祉ネットワークの核としての機能は継続し、新たな福祉ニーズへの地域福祉ネットワークの有効活用について検討を行うこととしました。

◎南部地域における児童養護施設の整備地を検討していく中で、上記の「愛泉ホームの建替えの基本的な考え方」（長年にわたって培ってきた地域福祉の実績を有効に活用）と「整備地調整の基本的な考え方」（市有地や社会資源の有効活用及び施設と地域社会との良好な関係性の構築）を踏まえ、愛泉ホームの建替えに合わせて、「地域の理解・参加・協働」に基づく児童養護施設の導入について検討を行うこととしました。

## 第2章 施設整備の検討経過

### 1 基本構想の策定と今後の取組方針の確認

- ◎愛泉ホームを運営する社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団は、平成23年1月に愛泉ホームの建替えに関わる基本構想を策定し、これまでの当該地での実績とノウハウを活用し、社会貢献を行っていくことを目的として、新たな事業展開を本市に提案しました。
- ◎本市では、平成23年3月に愛泉ホームの建替えに関する今後の取組方針として、保育所及び地域福祉ネットワークの継続、地域の理解・参加・協働に基づく児童養護施設の運営、ならびに、当該地の地域状況を踏まえた本市と神奈川県社会福祉事業団の協働による事業展開について確認を行いました。

### 2 地域との意見交換・調整の経過

- ◎神奈川県社会福祉事業団の基本構想、ならびに、本市の今後の取組方針を踏まえて、平成23年4月に地域の方々への住民説明会を開催し、様々な意見が寄せられました。
- ◎また、平成23年6月には、地域の方々の代表者との意見交換・調整を目的として地域連絡会を立ち上げ、継続した話し合いを進めました。

#### 《地域連絡会の概要》

- 全体会：施設全体の進捗状況の確認及び調整  
田島地区社会福祉協議会 臨港地区連合町内会 田島中央地区町内会連合会  
田島地区民生委員児童委員協議会 田島地区青少年指導員会
- 地域交流スペース利用部会：地域交流に関わる意見交換及び調整  
田島地区社会福祉協議会 ふれあい縁日をすすめる会 友歩会 梓の会・リズム体操 ザ・のんべーず 浜町2丁目婦人会 浜町2丁目町内会
- 児童養護部会：児童養護施設に関わる意見交換及び調整  
臨港中学校区地域教育会議 大島小学校・渡田小学校・臨港中学校及び各PTA  
田島地区民生委員児童委員協議会 浜町2丁目子ども会
- 保育園部会：保育園に関わる意見交換及び調整  
保護者会 田島地区民生委員児童委員協議会
- 工事監理部会：工事に関する意見交換及び調整  
浜町2丁目町内会 近隣住人

- ◎上記の地域連絡会を開催する中で、地域住民の代表の方々からの様々な意見を踏まえて、施設整備の具体化に向けた検討を進めました。

### 第3章 (仮称) 南部総合児童福祉施設の基本的な考え方

#### 1 施設整備の基本的な考え方

- ◎当該地における46年間にわたる福祉事業で培われた、**地域福祉活動の実践・地域社会との信頼関係**を活用し、**社会的需要**に基づく社会福祉事業を展開し、**地域福祉と児童福祉の向上**を図ります。
- ◎具体的には、**周辺地域の保育需要を満たす保育の拠点**として運営を継続するとともに、**要保護児童の生活と健全な成長・発達を保障**する施設とします。さらに、**当該地で長年にわたって継続してきた地域福祉ネットワークの核**となる施設、また**地域の子育て支援に関わる取組を推進**する施設とします。
- ◎計画施設は、**これらの機能を合築し、それぞれの機能を相互に適切に連携**することで相乗効果を図り、子どもや家庭、地域にとって最も適切なサービス・支援の提供する「**総合的な児童福祉施設**」として整備します。

#### 2 施設の基本理念

##### 理念1：保育サービスの充実

☆「第2期川崎市保育基本計画」(平成23年3月)に基づき、既存の川崎愛泉保育園の改築として整備を行います。

- ◎仕事と育児の両立支援に向けて、**保育需要や多様な利用ニーズに適切に対応**するため、保育サービスの充実を図ります。

##### 《基本コンセプト①》

☆**保育需要と多様な利用ニーズに対応**

##### 理念2：要保護児童の生活の場と健全な成長・発達の保障

☆「要保護児童施設整備に向けた基本方針」(平成21年10月)に基づき、南部地域における児童養護施設として整備を行います。

- ◎**子どもの基本的な人権を守るために、家庭に代わる子どもの生活の場を確保し、子どもの健全な成長・発達を保障**します。
- ◎将来の自立した生活に必要な**生活スキルや社会性、コミュニケーション能力、学習や社会参加への意欲、将来への希望等を育て**ます。

##### 《基本コンセプト②》

☆**子どもの基本的人権の保障**

### 理念3：地域住民が互いに支え合う地域福祉ネットワークの核

- ☆当該地域は、長年にわたって地域福祉活動を継続し、地域住民の創意工夫で住民同士が相互に支え合う地域福祉ネットワークを培っており、そのことは当該地域の貴重な財産となっています。
- ☆社会環境の変化に伴う新たな福祉ニーズに対応が求められており、そのためにも、この長年にわたって培ってきた地域福祉ネットワークを有効に活用し、住民同士が将来にわたって協力し合える環境づくりを維持していくことが必要です。

◎地域福祉ネットワークを維持し、それを新たな福祉ニーズに活用していくためにも、その活動の拠点を確保し、地域の住民が互いに見守り、支え合い、協力していくことの基盤を維持することが必要であり、そのことが、地域福祉ネットワークのさらなる発展に資するものとなります。

#### 《基本コンセプト③》

☆当該地の貴重な財産である地域福祉ネットワークの継続と発展

### 理念4：地域の子育て支援に関わる取組の推進

- ☆都市化や核家族化、就労環境の変化等によって、家庭と地域社会の繋がりが薄れつつある中で、「子育て機能」を家庭が一身に背負うことになり、家庭の孤立化とともに、育児の不安や困難性を抱えるリスクが高まっています。
- ☆現代の社会環境の中で、地域ぐるみで子育てを支えていくためにも、行政や民間の支援機関が具体的な支援策を創出し提供することが必要です。

◎地域で安心した子育てが継続されるためには、子育てに伴う様々な不安を軽くすることが大切であり、必要に応じて気軽に専門的な相談ができることや、日中のいざという時に、必要に応じて一定の期間子どもを預けたりできるなど、安心して子育てができる支援を行います。

#### 《基本コンセプト④》

☆安心して楽しい子育てができる環境づくりと的確・適切な支援

※「保護者の疾患や家庭の経済的課題」などにより「子どもを養育することの困難な家庭」が増加している社会の現状がある中で、川崎区及び当該地の子育て環境の特性及び地域ニーズを的確に把握し、地域の子育て家庭が真に望む支援を実施していくためにも、川崎区の子育て支援の中核となる機能が求められています。

## 第4章 （仮称）南部総合児童福祉施設の導入機能

### 1 施設に導入する機能

#### 機能1：保育所

【基本コンセプト①：保育需要と多様な利用ニーズに対応】

##### ①ハード面の基本的仕様

☆家庭に代わって生活する場として、安心して過ごせる場とするとともに、日常的な集団活動、異年齢児間の相互の交流などを通して、幼児期の健全な成長と発達を促す場として、施設を整備します。

※「第2期川崎市保育基本計画」に基づき、保育所の定員は現行の60名から70名に増員します。

**生活・活動を通じた幼児期の健全な成長と発達を促す場**

##### ②ソフト面の基本的仕様

☆子どもの日常的なケアを行う保育士については、ハード面の基本的仕様に合わせて、適切な職員配置とします。

**運営基準に基づく適切な職員配置**

#### 機能2：児童養護施設

【基本コンセプト②：子どもの基本的人権の保障】

##### ①ハード面の基本的仕様

☆家庭に代わって生活する場として、幼稚園や学校など、外から帰ってきたとき、ほっと一息つきながら過ごせる場所、ありのままの自分で過ごせる場所が必要です。一つの施設の中で生活するグループを複数設け、それぞれのグループの子どもの構成人数をできるだけ小規模化し、家庭に近い生活環境になるよう、施設を整備します。

※「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づき、施設全体の定員は30名程度とし、30名の子どもが複数のグループに分かれて生活する形態とします。

**家庭に近い生活環境に配慮した施設整備 ⇒生活グループの小規模化**



## ②ソフト面の基本的仕様

☆家庭的な生活環境に配慮した施設に合わせて、子どもの日常的なケアを行う児童指導員や保育士については、きめ細かな職員配置とします。

☆児童養護施設に入所している子どもの個々の学習意欲・学習レベル・学校での適応状況等を学校の教員と緊密に連絡を取り合いながら把握し、施設の中で個々の子どもの状況・レベルに沿った学習指導・支援を行っていくことを目的として、学習支援員を配置します。

☆子どもの成長に合わせた長期的な自立支援について、保育士・児童指導員や学習支援員の取組を強化します。そして、その結果生まれた個々の子どもの人生設計・目標に基づき、大学や専門学校への進学、就労のための資格の取得など、子どもの希望に応じた進学支援・就労支援を充実します。また、施設を退所した後の子どものアフターフォローの仕組みについて、今後検討を進めていきます。

**入所している子どもの意欲・自立の向上につながる支援  
⇒学習支援員の配置・将来に向けた自立支援の強化**

## 機能3：地域交流

【基本コンセプト③：当該地の貴重な財産である地域ネットワークの継続と活用】

### ①ハード面の基本的仕様

☆当該地域における新たな地域福祉ネットワークの拠点として地域交流スペースを確保します。地域交流スペースは、地域にとって開かれた場として地域住民が利用しやすいように、施設設計の中で、児童養護施設や地域の子育て支援に関わる機能とも調整しながら、配置や設備を検討します。

**新たな地域福祉ネットワークの拠点としての地域交流スペース**

### ②ソフト面の基本的仕様

☆地域福祉ネットワークを維持し、さらに発展させるためには、施設と地域を繋ぐスタッフの存在が重要となります。施設と地域の連携の窓口となる専任のソーシャルワーカーとして、地域コーディネーターを配置します。

**地域への窓口として地域コーディネーターを配置**

※地域コーディネーターの主な役割

地域交流スペースの利用調整・施設運営協議会の事務局

自治会活動への参加・子ども会活動への参加・PTA活動への参加

地域防災活動への参加・社会福祉団体との連携

地域イベントへの運営協力・施設イベントの地域参加の調整

## 機能4：地域の子育て支援

【基本コンセプト④：安心して楽しい子育てができる環境づくりと的確・適切な支援】

### 児童家庭支援センター

#### ①ハード面の基本的仕様

☆必要な時に気軽に立ち寄れる場所として、施設の設計や運営の中で十分に配慮していくとともに、子どもと保護者が気軽に遊べる場を提供します。また、相談については、プライバシーに配慮して専用の相談室を設置するとともに、子どもの心理相談など、専門的な相談に対応できる相談室を設置します。

**気軽に遊べる場の提供とともに、プライバシーに配慮した相談、  
専門的な相談に対応できる機能**

#### ②ソフト面の基本的仕様

☆子どもの成長・発達に関わる高い専門性に基づく相談により、安心して子育てすることを目的として、子どもと家庭の状況を的確に整理し、適切な助言と支援方針を導く専門の相談員を配置するとともに、子どもの成長・発達を専門的に支援することを目的として、心理などの専門的知識・技術を有する職員を配置します。

☆地域の保育園や幼稚園、こども文化センター、地域子育て支援センターなどの既存社会資源のコーディネートと良好な環境づくりを目的として、専門の相談員を配置します。

**ケースワーク、子どもの心理、地域資源のコーディネートなどに関わる専門性を有する職員の配置**

### 一時養育機能

#### ①ハード面の基本的仕様

☆子育て家庭の保護者の、自分の病気・妊娠・出産・地域活動（PTA・自治会・子ども会等）・家庭の所用など、地域の子育て相談・ニーズの状況を適宜考慮して対応し、いざという時に子どもを預けることができることによつて安心して子育てすることができます。

☆また、育児に悩み、不安を一身に背負っている保護者が、一時的に子どもを預け、リフレッシュし、自分の悩みや問題を整理し、あらためて子どもと向き合うことができるようになることで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防を推進します。

☆家庭の様々なニーズに応え、柔軟に対応していくために、日中の一時養育と宿泊を含む一時養育をそれぞれ実施できる機能とします。

ハード面の仕様については、日中は集団活動を通して子どもが生き生きとすごせる場、宿泊は個別の生活空間で安心して十分に休めるやすらぎの場として、それぞれ施設設計の中で十分に検討していきます。

**日中の一時養育と宿泊を含む一時養育の実施  
⇒家庭の様々なニーズに応える**

## ②ソフト面の基本的仕様

☆専門的な知識・技術・技能を有する児童指導員や保育士などの専門職員を配置するとともに、地域の状況に応じて、子育て経験を有する地域人材の活用などを検討していきます。

**児童指導員や保育士などの専門性を有する職員の配置**

## 2 機能の連携による総合児童福祉施設としての効果

◎基本コンセプトである「保育需要と多様な利用ニーズに対応」、「子どもの基本的人権の保障に取り組む」、「当該地の貴重な財産である地域ネットワークの継続と活用」、「安心して楽しい子育てができる環境づくりと的確・適正な支援」は、互いに強く結びついて、施設の全体像を形づくる基本的な土台となるものです。

◎複合的な理念・コンセプトを持つ施設として位置付けることによって、「地域の魅力あるまちづくりに資する施設」として発展し、社会的養護の課題を解決するためのモデルとなるとともに、地域の中の大切な社会資源として広く活用されることになるものと考えています。

## 3 施設運営への地域参加の仕組み

◎本計画の「総合的な児童福祉施設」を地域に根ざした形で有効に運営していくために、運営協議会を設置します。

◎施設は、設置・運営主体が責任をもって運営していくものですが、運営協議会は施設運営の評議体として、地域の意見を有効に施設運営に活用していくとともに、地域に開かれた施設として、地域の目が行き届いたものにしていくために設置するものです。

※運営協議会には、地域の団体の代表や有識者の方々に参画していただくことを想定しています。

**運営協議会の設置**

☆**地域社会の運営参加** ☆**施設運営の透明性** ☆**施設運営のリスク監視**

#### 4 学校との連携のあり方

- ◎児童養護施設は、子どもが家庭に代わって生活をする場ですので、**地域の家庭の子どもと同様、地域の学校に通学すること**となります。
- ◎児童養護施設に入所する子どもは、やむをえない家庭の事情により施設に入所するのであり、**子ども自身の問題を原因として施設に入所するものではありません。その意味では、地域の家庭の子どもと何ら変わるものではなく、分け隔てなく地域の学校で受け入れていくことが、公立学校の基本的な考え方**となります。
- ◎しかしながら、児童養護施設の入所している子どもは**保護者と離れて生活しているストレス**があり、特に児童虐待を原因として入所した子どもには、**状況に応じた適切なケアが必要**になる場合もあります。
- ◎施設内における子どもへのケアを充実していくとともに、**学校内におけるケアについては、必要に応じて、課題に対応した教育支援メニューを活用して**いきます。また、**施設と学校が緊密に連携し、課題に応じて迅速かつ適切に対応できる体制・仕組みづくり**を引き続き検討していきます。
- ◎また、地域教育会議などの既存の協議体制や、本計画施設の運営協議会を通じて、**地域の教育課題について情報共有**を図ります。

#### 5 各機能の詳細の検討に向けた今後の取組

- ◎本計画は基本的な考え方をまとめたものです。それぞれの機能と連携のあり方については、詳細な検討がさらに必要であり、**今後、行政・運営主体・学校・地域の方々と時間をかけて協議**し、議論を深めるとともに、協議の段階に応じて、地域住民に説明する場を設定していくことを検討してまいります。

## 《参 考》

### 《課題に応じた教育支援メニュー》

#### ●スクールソーシャルワーカー

⇒いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援・援助を行います。

#### ●スクールカウンセラー

⇒児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していくなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

#### ●特別支援教育サポーター

⇒特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において、個別的な学習や社会性の育成等の支援を行います。

#### ●学校巡回カウンセラー

⇒学校に定期巡回訪問及び要請訪問し、児童生徒・保護者の相談を行ったり、必要に応じた緊急支援を担当します。

#### ●教育活動サポーター

⇒学生や教員OBなどをサポーターとして学校に派遣し、教育活用の支援や個別の児童生徒の学習支援を行います。

#### ☆区における教育支援の推進

⇒各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら学校運営に対する支援、地域との連携による安全・安心な環境づくり、学校施設等の地域管理の推進、教育相談への的確な対応など、各区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を進めていきます。

## 第5章 施設整備の概要

### 1 計画施設の設置・運営主体

計画施設の設置・運営主体については、以下の理由から、社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団とします。

◎本計画施設は、現在の愛泉ホームが地域福祉ネットワークの核、保育の拠点として46年にわたって継続してきた地域福祉活動と保育所の運営を、建替えに合わせて発展的に再構築し、「子どもの社会的養護（児童養護施設）」と「地域の子育て支援」に最大限活用するための「総合児童福祉施設」です。

◎計画施設の運営にあたっては、これまでの経過を含めた運営のノウハウが求められるとともに、地域との信頼関係、連携が重要・不可欠であり、建替え後も運営の継続性を確保していくことが必要です。

神奈川県社会福祉事業団では、46年間にわたる施設運営や、隣保事業の廃止を含めた施設の建替えに関する地域への説明、協議を重ね、信頼関係を構築するとともに、平成23年1月に理事会で「川崎愛泉ホーム・川崎愛泉保育園再整備基本構想」を議決し、保育所及び地域福祉ネットワークの継承、児童養護施設の整備を基本とする構想を定めています。

### 2 施設整備の手法

◎愛泉ホームの建替えにあたっては、以下のとおり施設整備を推進します。

- ①新規施設（計画施設）については、本市と協議のもと、神奈川県社会福祉事業団が整備します。
- ②敷地については、本市が神奈川県社会福祉事業団に貸与します。

### 3 計画施設の規模

◎本計画施設の規模は、延床面積で2,100㎡程度を想定しています。具体的な施設計画は、周辺地域の環境に配慮しながら、設計の中で十分に検討していきます。

### 4 施設整備のスケジュール

◎本計画施設は、平成26年度の開設を目途として、以下のスケジュールで取組を進めていきます。

H24	H25	H26
既存建物解体工事		開 設
基本設計 実施設計	建設工事	